

# いばらき青少年・若者プラン

—青少年・若者の健やかな成長と自立のために—

《 概要版 》

平成 23 年 4 月



茨 城 県

## 【 基本理念 】 青少年・若者の健やかな成長と自立のために

- 青少年・若者が、心身ともに健康で自立した個人として、健やかに発達・成長できるよう支援します。
- 前計画の基本的な考え方「社会全体で青少年の育つ力を引き出し、自立した青少年の育ちを支援すること」を継承します。
- 青少年・若者が、次代の社会の担い手として、自信と誇りをもち生きていくことができる社会の実現を目指します。

### 1 計画策定の趣旨

本県では、平成18年3月に「いばらき青少年プラン」を初めて策定し、青少年の健全育成を図ってきましたが、当該プラン策定以降の社会情勢の変化や国等の動きを踏まえ（図1）、青少年・若者の健やかな成長と自立を支援していくため、平成23年度からの新たな「いばらき青少年・若者プラン」を策定しました。

### 2 計画の性格

この計画は、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」に基づき、青少年の健全な育成と若者の活動の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

### 3 計画の期間

計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

### 4 計画の対象者

- 青少年 0歳～おおむね18歳
- 若者 おおむね18歳～おおむね30歳未満

### 5 計画の構成

3つの重点目標を施策の柱として掲げ、重点目標を達成するため、11の基本方策を定め、具体的な推進施策を展開します。

- 第1章 計画の策定にあたって
- 第2章 青少年・若者を取り巻く環境と課題
- 第3章 計画の基本的な考え方
- 第4章 基本計画 ～施策の展開～
  - I 青少年の健やかな成長と若者の活動等への支援
  - II 困難を抱える青少年・若者やその家族に対する支援
  - III 青少年の健やかな成長と自立を社会全体で支えるための環境整備  
～家庭、地域、学校、企業、行政、それぞれの役割に応じた大人の意識改革の推進～
- 第5章 計画の推進

### 6 推進体制

家庭、地域、学校の緊密な連携のもと、県民一人一人がそれぞれの立場で役割と責任を果たし青少年育成・若者活動支援に取り組みます。

図1 計画策定の背景

〈社会情勢の変化〉	〈現状にみる課題〉	〈国や県の新しい動き〉
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少子高齢化の進展と本格的な人口減少社会の到来</li> <li>・ 高度情報化の急速な進展</li> <li>・ グローバリズムの進展</li> <li>・ 非正規労働者の増大など不安定な雇用環境</li> <li>・ 地域住民の連帯感の希薄化や家庭・家族の孤立化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニケーション能力の低下</li> <li>・ 低い自己肯定感・自尊感情</li> <li>・ 国際感覚の不足</li> <li>・ 体験活動の不足</li> <li>・ ニートやフリーター、ひきこもりの数の高止まり</li> <li>・ 児童虐待被害や不登校の増加</li> <li>・ 地域の教育力や家庭の教育力の低下</li> <li>・ インターネット上の有害情報の氾濫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」の施行</li> <li>・ 青少年インターネット環境整備法、子ども・若者育成支援推進法、子ども・若者ビジョン</li> <li>・ いばらきの快適な社会づくり基本条例、いばらきの快適な社会づくりの基本方針</li> </ul>

## 【重点目標】Ⅰ 青少年の健やかな成長と若者の活動等への支援

- 青少年が発達・成長するための基礎形成を支援します。
- 青少年一人一人がもつ能力や意欲を引き出すよう支援します。
- 若者の活動やネットワークづくりを支援します。

### 基本方策1 青少年の豊かな心と健やかな体の育成

#### (1) 豊かな心の育成

##### ① 自他の命を大切にする心の育成

- ・ 青少年の自分や他人の命を大切にする心を育むため、道徳教育や読書活動を推進
- ・ 自然や動植物に触れる体験等、多様な経験や体験の機会を提供し、命を大切にする心を育成

##### ② 規範意識の醸成

- ・ 社会における基本的なマナーやルールを守ろうとする規範意識の向上を図るため、社会生活を営むために必要なマナーやルールを習得

##### ③ コミュニケーション能力や表現力の向上

- ・ 青少年同士がお互いの考えや気持ちを認め合い、自分の思いや考えを適切に表現することができるよう、コミュニケーション能力や自らの主張を伝える力を育成

##### ④ 自己肯定感・自尊感情の育成

- ・ 自分の周りの人と協調しつつ、自信をもち夢や目標に向かって、前向きに新たなことや困難なことにも取組んでいくことができるよう、青少年の自己肯定感や自尊感情を育成

##### ⑤ 人権を尊重する意識の醸成

- ・ 他者の人権を尊重する意識を醸成するため、自分とは異なる他者の人権を尊重する教育や、道徳心、正義感等を育成する人権教育を推進

#### (2) 健やかな体の育成

##### ① 基本的な生活習慣の形成

- ・ 青少年が基本的な生活習慣を十分に身に付けることができるようにするため、大きな役割を担う家庭での取組を促進しつつ、学校においてもその定着を図る取組を推進

##### ② 体力の向上

- ・ 青少年の心身の健全な発達を促すため、健康な生活を営む基礎となる体力の向上
- ・ スポーツを楽しむことができる環境を整備

##### ③ 性に関する教育及び指導等の充実

- ・ 性に関する正しい知識や性感染症予防法の普及啓発を推進
- ・ 「性に関する講演会」等の実施による性に関する教育や指導、学校保健指導者の育成による保健学習等を推進

## (1) 確かな学力の確立

## ① 基礎的・基本的な知識・技能の習得

- ・ 確かな学力の向上が図られるよう、基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ・ 幼稚園・保育所と小学校との連携を推進

## ② 思考力・判断力・表現力等の育成

- ・ 「話す・聞く・書く・読む」といった言語活動を通じて、知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤である言語に関する能力を育成

## (2) 様々な体験活動の促進とその定着

## ① ボランティア体験・社会貢献活動体験の促進

- ・ 豊かな人間性や社会性を育むため、地域におけるボランティアや社会貢献活動の体験を促進

## ② 自然体験や社会体験、集団生活等の促進

- ・ 豊かな人間性を育むため、身近な自然に触れる自然体験や農林水産業体験、企業見学や職場見学等の社会体験を促進
- ・ 自然や動植物に触れる体験等、多様な体験の機会や、集団生活を営む場を提供

## ③ 国際感覚の育成

- ・ 時代の変化に対応し、広い視野をもち、世界の中で活躍できる青少年を育成するため、国際感覚を育成

## ④ スポーツ・文化活動の推進

- ・ 青少年が、スポーツや文化活動を通して、それぞれの関心に応じて交流や自己実現を体験できる環境づくりを推進

## (3) 社会で求められる能力の育成

## ① 情報を活用・選別できる能力の育成及び情報モラル教育の推進

- ・ 高度情報化社会のなかで適切に行動するため、インターネット等の情報を鵜呑みにせず、その信頼性を判断し選別する能力や、情報を発信できる能力を育成
- ・ ネット上でいじめをしないなどの情報モラルを養うための取組を推進

## ② キャリア教育の推進及び社会への参画意識の醸成

- ・ 青少年が、社会人・職業人として自立していくことができるよう、勤労観、職業観の育成とともに、社会への参画意識を醸成

## ③ 消費者教育の推進

- ・ 青少年の消費者被害を未然に防止するため、青少年自身が自立した消費者として判断・行動できる「消費者力」を養成

## ④ 環境教育・環境学習の推進

- ・ 持続可能な社会づくりに貢献する青少年を育成するため、自然を生かし、環境負荷を低減することを学ぶ体験の場や学習の機会を提供

## ⑤ 交通安全教育の推進

- ・ 青少年が交通事故に遭わない安全で快適な交通社会を実現するため、交通安全に必要な知識・技能の習得、関係機関・団体等による交通安全指導を推進

## ⑥ 危機回避能力の育成

- ・ 青少年が、犯罪やトラブル、災害による被害に遭わないよう、防犯や防災に関する必要な知識や的確な判断力などの危機回避能力を育成

## 基本方策 3

## 若者の活動等への支援

### (1) 若者の活動の促進とネットワークづくり

#### ① 若者が何事にも前向きに取り組む力やプレゼンテーション能力の向上

- ・ 若者の主体的活動を促進するため、多様な体験の機会を提供
- ・ 何事にも前向きに取り組む力や、自分の意見や主張をしっかりと伝えるプレゼンテーション能力の向上を図る取組を推進

#### ② ボランティア活動・地域活動の促進

- ・ 活力に満ちた地域社会を実現するため、地域でのボランティア活動や社会貢献活動を実践する若者を養成
- ・ 若者のボランティア活動・地域活動の活性化や、本県にも甚大な被害をもたらした東日本大震災からの復興に向け、若者のボランティア活動等を支援

#### ③ 若者のネットワークづくりの促進

- ・ 活力に満ちた地域社会を実現させるため、若者の活動が活性化するよう、若者のネットワークづくりを促進

#### ④ スポーツ・文化芸術活動の促進

- ・ 若者がスポーツ・文化芸術活動を通じて豊かな人間性を養えるよう、スポーツ・文化芸術活動に取り組みやすい環境づくりを推進

#### ⑤ 国際感覚の育成

- ・ 国際社会の一員であることを認識し、自国の伝統・文化を尊重するとともに、他国の異なる伝統・文化に対する理解を深めることができるよう、国際交流活動を促進

### (2) 就業支援

- ・ 就職相談、職業紹介等による就職支援や高等教育機関の充実
- ・ 農業や漁業分野以外からの新規参入者に対する就業支援を促進

### (3) 出合いや交流の促進

- ・ 地域や職業、性別の枠を越えた若者の交流を促進
- ・ 若者の交流や結婚活動を支援するため、若者同士の出会う機会を提供

## 【重点目標】Ⅱ 困難を抱える青少年・若者やその家族に対する支援

- 青少年・若者に対して、支援が必要となった経緯、原因、目指すゴール、家庭環境等の違いを理解したうえで支援します。
- 関係機関・団体等が連携・協力して継続的に青少年・若者やその家族を支援します。

### 基本方策1 困難を抱える青少年・若者への対応

#### (1) 少年非行への対応

##### ① 非行防止活動の充実

- ・ 少年の規範意識が醸成されるよう、地域、関係団体等の連携・協力による街頭補導活動や少年相談等の実施、家庭、地域、学校、事業者、関係機関が一体となった啓発活動を展開

##### ② 万引き等の初発型非行の防止

- ・ 家庭、地域、学校等が一体となって、非行の入口になりやすい万引き等の犯罪防止のための環境づくりと啓発活動を推進

##### ③ 薬物乱用の防止

- ・ 薬物乱用を許さない社会環境をつくるため、薬物に関する正しい知識を普及
- ・ 地域に根ざした薬物乱用防止啓発運動を充実

##### ④ 飲酒・喫煙の防止

- ・ 飲酒・喫煙による健康被害を防止するため、啓発活動を推進
- ・ 飲酒・喫煙の問題点を学ぶ機会を提供

##### ⑤ 暴走行為の根絶

- ・ 暴走行為を根絶するため、暴走行為を許さない環境づくりを推進
- ・ 少年に対する暴走族への加入防止及び脱退を促進

##### ⑥ 非行少年の立ち直り支援

- ・ 再び非行を繰り返すことがないように、非行を犯してしまった少年に対して、関係機関や団体等が連携して相談・支援を行うことにより、非行少年の立ち直りを支援

#### (2) 学校での問題行動への対応

##### ① いじめや不登校への対応

- ・ 学校における指導体制と家庭や地域、関係機関との協力体制の確立
- ・ 児童生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、相談・指導体制を充実

##### ② 暴力行為への対応

- ・ 児童生徒に対して、暴力行為がいかに関自分勝手な行動であるか十分な認識をもたせ、児童生徒間及び対教師への暴力行為を防止するため、指導体制・相談体制を充実

#### (3) 障害のある青少年への支援

- ・ 障害のある青少年が主体的な取組ができるよう、一人一人の教育ニーズを把握し、適切な指導や支援を行う特別支援教育の推進とともに、相談体制を充実・整備

#### (4) ひとり親家庭への支援

- ・ ひとり親家庭であることが子どもの健全な育成にとって阻害要因にならないよう、ひとり親家庭に対し必要な支援を行い、安心して生活や子育て、就労等ができる環境を整備

#### (5) 障害のある若者への支援

- ・ 障害のある若者が、身近な地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、就労支援の充実とともに、施設等において、適性と能力に応じた職業訓練を実施

#### (6) ニート・ひきこもり等の若者への支援

- ・ ニート\*1 やひきこもり\*2 などの若者が、自立した生活や社会参加ができるよう、相談窓口の整備や、医療・福祉等の関係機関との連携を図り、相談体制を充実・強化

#### (7) ワーキングプア\*3等の貧困問題への対応

- ・ 青少年が経済的理由で希望する教育が受けられないことがないように、経済的に就学が困難な青少年に対する教育費等の経済的負担を軽減
- ・ 若者が経済的に自立できるよう、フリーター\*4等の若者の就職を支援

## 基本方策 2

### 青少年・若者の被害防止

#### (1) 児童虐待\*5への対応

- ・ 児童虐待のない社会の実現を目指して、児童虐待の予防、早期発見・早期対応の充実
- ・ 児童虐待を受けた児童の適切な保護、自立の支援

#### (2) 自殺対策

- ・ 自殺やうつ病等の精神疾患についての正しい知識の普及啓発
- ・ 家庭、地域、学校、関係機関が連携し、青少年・若者を見守る体制の充実

#### (3) 犯罪被害少年への支援

- ・ 犯罪被害少年の視点に立ち、一日も早くその心身が回復され、平穏な生活に戻ることができるよう、スクールカウンセラーの配置等、相談体制を充実
- ・ 少年サポートセンターを中心に、被害少年や保護者を支援

## 【重点目標】Ⅲ 青少年の健やかな成長と自立を社会全体で支えるための環境整備

### ～家庭，地域，学校，企業，行政，それぞれの役割に応じた 大人の意識改革の推進～

- 青少年の健やかな成長と自立を支える家族や地域の機能を強化するとともに、それを補完する多様な活動を支援します。
- 関係機関・団体等がそれぞれの果たすべき役割に応じて連携・協力し、青少年を取り巻く環境の整備を推進します。

#### 基本方策 1 家庭の教育力の向上

##### (1) 家庭教育の支援

- ・ 家庭の役割や子育てに関する学習機会を提供
- ・ 家庭教育相談の充実

##### (2) 子育て支援

- ・ 乳幼児を抱える家庭に対する支援を充実
- ・ 地域住民等が連携し、地域全体で子育て支援を行う体制づくりを促進

##### (3) 家庭におけるふれあいの充実

- ・ 家庭の役割や親子のきずなを再認識してもらう事業の実施を通して、家庭におけるふれあいの充実

#### 基本方策 2 地域の教育力の向上

##### (1) 地域力の強化

###### ① 青少年育成力の向上

- ・ 地域社会全体で青少年を見守り育てていくことができるよう、地域における青少年を育成する力を向上

###### ② 青少年育成活動の促進

- ・ 青少年健全育成活動をさらに活発化させていくため、青少年育成団体の活動を支援
- ・ 青少年育成者同士の交流や青少年育成活動への理解促進

##### (2) 学校と地域との連携

###### ① 地域の人材と資源の活用

- ・ 青少年を育む地域コミュニティづくりを促進
- ・ 地域全体で学校の教育活動を支援する体制づくりを推進

###### ② 地域に根ざした学校づくり

- ・ 住民との交流活動や地域における様々な体験活動を促進

### (3) 企業と地域との連携

- ・ 青少年の健全育成を推進するにあたっての企業と地域との連携，協力関係の構築
- ・ 働いていても子育てをしやすい環境を整備するため，仕事と生活の調和の実現に向けた職場環境の整備

### (4) 団体等との協働

- ・ 青少年の健全育成や青少年を取り巻く社会環境を健全化するため，青少年の指導，育成，保護等に携わる団体等との協力，連携関係を構築

## 基本方策 3 安全・安心な環境の整備

### (1) 地域安全活動の推進

- ・ 学校，地域，関係機関などが一体となった地域安全活動を推進

### (2) 交通事故防止活動の推進

- ・ 児童生徒を交通事故から守るため，交通安全教育や交通安全指導を推進
- ・ 通学路の交通環境を整備

### (3) 青少年のための居場所づくり

- ・ 放課後子どもプランを推進
- ・ 自由に集える安全で快適な公園等のレクリエーション施設の維持
- ・ 児童生徒が安全な学校生活を送れるよう，学校施設の耐震化を推進

## 基本方策 4 青少年を取り巻く社会環境の健全化

### (1) 法令・条例の普及啓発の推進

- ・ 「青少年インターネット環境整備法\*6」「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」等に基づく有害環境対策を推進
- ・ ①深夜外出の防止，②有害図書等の区分陳列等の徹底，③入れ墨の防止，④フィルタリングサービスの利用促進の4つの重点啓発活動を推進

### (2) 少年の福祉を害する犯罪の取締りの強化

- ・ 「児童買春・児童ポルノ法\*7」「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」違反等，少年の福祉を害する犯罪の取締りを強化

## 基本方策 5

### 情報環境の整備

#### (1) インターネット上の有害情報対策の推進

- ・ 青少年のインターネット利用におけるフィルタリング利用の普及促進
- ・ インターネット上の有害情報対策に関する関係機関等との連携

#### (2) インターネットの安全・安心な利用の促進

- ・ 青少年がインターネットを安全・安心に利用できるよう、保護者等に対して、インターネットの危険な側面や、その対処方法を学ぶ機会を提供

## 基本方策 6

### 相談体制の充実強化

#### (1) 相談体制の充実

- ・ 青少年や保護者が、悩みや不安をいつでも気軽に話せるよう、電話等による相談体制を充実

#### (2) 相談体制の整備

- ・ 児童生徒の問題行動等の未然防止を図るため、スクールカウンセラーの配置を促進
- ・ フレックススクールにおいて、生徒の相談相手となる大学院生等の配置による相談体制を整備

- (※1) ニート：一般的には、職業にも学業にも職業訓練にも就いていない（就こうとしない）無職の若者とされているが、正確な定義はない
- (※2) ひきこもり：様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学，非常勤職を含む就労，家庭外での交遊など）を回避し，原則的には概ね6ヶ月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態（厚生労働省：「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」）
- (※3) ワーキングプア：正社員並み，あるいは正社員としてフルタイムで働いてもギリギリの生活さえ維持が困難，もしくは生活保護の水準にも満たない収入しか得られない就労者の社会層
- (※4) フリーター：アルバイト・パートといった正社員以外の就労形態で生計を立てている人
- (※5) 児童虐待：保護者（親権を行う者，未成年後見人その他の者で，児童を現に監護するものをいう）がその監護する児童（18歳に満たない者）に対して次に掲げる行為を行うこと
  - ・【身体的虐待】児童の身体に外傷が生じ，又は生じるおそれのある暴行を加えること。
  - ・【性的虐待】児童にわいせつ行為をすること，又は児童を性的対象にさせたり，見せること。
  - ・【養育の怠慢】児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食，又は長時間の放置，保護者以外の同居者による虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
  - ・【心理的虐待】児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応，児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（事実上婚姻関係と同様の事情にある者含む）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (※6) 青少年インターネット環境整備法：青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）
- (※7) 児童買春・児童ポルノ法：児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

## 茨城県知事公室女性青少年課

〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 - 6

電 話 029 - 301 - 2183 F A X 029 - 301 - 2189

e-mail josei2@pref.ibaraki.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/bugai/josei/>